

令和2年度厚生労働省委託
「EBPM推進に係る調査研究等一式」事業
第3回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
議事次第

日 時 令和3年2月5日(金) 14:00~16:00

場 所 (WEB会議形式にて開催)

- 議 事
- 1 EBPM実践の取組状況の検証
 - 2 検証結果取りまとめ(案)
 - 3 その他

配布資料

- 資料1 令和4年度の効果検証対象事業の選定
資料2-1 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
検証結果取りまとめ(案)のポイント
資料2-2 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
検証結果取りまとめ(案)

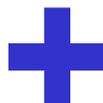
参考資料

- 参 考 第2回厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会議事概要

- 前回有識者検証会で提示した以下 から の3つの観点に加え、 検証会での意見を踏まえた新たな観点を考慮して選定を行うこととする。
対象事業候補は次頁のとおり。

効果検証対象事業の選定に係る4つの観点

データの活用可能性	事業の展開可能性	担当部局のヒアリング結果
<ul style="list-style-type: none">✓ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か✓ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか	<ul style="list-style-type: none">✓ 効果検証で得た分析結果が事業の改善改良に寄与するか✓ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか	<ul style="list-style-type: none">✓ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか



検証会での意見を踏まえた新たな観点

- ✓ 会計的観点（今後の業務負担の観点（会計課意見））
- ✓ 事業の領域バランス
- ✓ E B P Mの模範事例に繋がる可能性

令和4年度効果検証対象事業候補(令和3年2月5日現在)

対象事業候補		
1	【行革基準】 高年齢労働者処遇改善促進助成金	新規事業
2	慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業	モデル事業
3	医薬品等輸入確認情報システム	新規事業
4	高齢者医薬品安全使用推進事業	モデル事業
5	離婚前後親支援モデル事業	モデル事業
6	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (うち地域生活定着促進事業)	大幅見直し事業
7	農業分野等との連携強化モデル事業	モデル事業
8	精神障害者保健福祉対策(依存症)	モデル事業

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ(案)のポイント

資料2-1

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたみずほ情報総研株式会社の参集により開催（令和2年9月4日から令和3年2月5日まで計3回）されたものであり、厚生労働省におけるEBPMの推進に係る取組状況等について検証を行った。

厚生労働省の取組

令和3年度概算要求プロセスにおいて、**新規事業、モデル事業、大幅な見直しを考えている既存事業**のうち、一定の選定基準に該当するもの（以下「EBPMの実践事業」という。）について、原則としてロジックモデルを作成、このうち一部を公表。

EBPMの実践事業のロジックモデルについて、EBPM事務局が点検し、各局担当に対して助言・効果検証方法等の提示を実施。

選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1億円以上 の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
③	大幅見直し事業	対前年度予算額 50%以上 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が 1億円以上 の事業

(有識者検証会資料より抜粋)

検証

1 ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

【検証結果】
令和2年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、**おおむね妥当**である。また、令和2年度EBPMの実践事業では、令和4年度の効果検証に向けて事業の実施前にリサーチデザインを施す取組を行っている。こうした取組はEBPM浸透に向けて理想的な方法であり、厚生労働省における恒常的な取組となることを目指して実施すべきである。

【今後の課題】
今後は分野の事情等も踏まえた点検項目の在り方も検討することが望まれる。ロジックモデルの点検においては、エビデンスの定義を明確にした上で点検結果を記載することが望まれる。今後のロジックモデルの作成に当たっては、可能な範囲で、政策立案時点で政策目標やアウトカムを設定することが望まれる。効果検証の実施のためには、既存の公的統計の活用や関連自治体等との連携も重要であり、EBPMの実践に当たっては、所管している部門と連携を取りながら情報共有に努めることが望まれる。

2 次年度のEBPMの実践に向けた検証

- ア 事業のスクリーニング基準に係る検証
 - ・ EBPMの実践事業の選定・除外基準
 - ・ 重点フォローアップ事業の選定基準
 - ・ 効果検証対象事業の選定基準
- イ 予算過程での反映方法に係る検証
- ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証
- エ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

【検証結果】
ア **令和2年度EBPMの実践事業の選定・除外基準は、EBPMとして馴染むという観点から、妥当**である。
イ **令和3年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、EBPMの更なる推進の観点から、おおむね妥当**である。
ウ **事後の効果検証スキーム等については、EBPM浸透に向けて理想的な方法であることから、おおむね妥当**である。
エ **予算過程と連携し、事業の実施前にリサーチデザインを施す取組などが組み込まれていることから、おおむね妥当**である。

【今後の課題】
ア 重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準については検討が必要である。
イ ロジックモデルは作成のみならず、その活用が課題である。
ウ 効果検証の実施に当たっては、必要なデータの取得と人的・予算的なりソースの確保について検討する必要がある。
エ EBPMについて、政策を議論する中で、ほとんど紹介されていない現状に鑑み、証拠に基づいて政策立案を実施していることを理解してもらうため、政策部局の審議会等でEBPMの実践事業であることをアナウンスすることについて検討する必要がある。

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会
検証結果取りまとめ(案)

令和 3 年 2 月 5 日

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

－ 目 次 －

はじめに

1	厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項	1
2	検証結果取りまとめ	1
(1)	ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証	1
(2)	次年度のE B P Mの実践に向けた検証	3
ア	事業のスクリーニング基準に係る検証	3
イ	予算過程での反映方法に係る検証	5
ウ	事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証	6
エ	その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証	7

参考資料

参考1	厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱	9
参考2	検証会の開催状況等	11
参考3	第1回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	} (添付省略)
参考4	第2回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	
参考5	第3回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	

はじめに

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）（以下「工程表」という。）に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたみずほ情報総研株式会社の参集により開催されたものであり、令和 2 年 9 月 4 日から令和 3 年 2 月 5 日まで計 3 回にわたり、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組の課題について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を当検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後の E B P M の推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革推進本部事務局が主催する各種 E B P M 会議等においても、E B P M の推進について議論が行われており、今後、E B P M の取組方針（以下「行革方針」という。）が取りまとめられるため、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組を検討するに当たっては、行革方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会(以下「検証会」という。)では、以下の点を検証事項として検証を行った。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

厚生労働省の令和2年度E B P Mの実践事業に対し、ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の検証を行った。

(2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証

ア 事業のスクリーニング基準に係る検証

令和2年度E B P Mの実践事業を選定する(除外する)基準の検証を行った。また、同実践事業の中から、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業を選定する基準についても検証を行った。

イ 予算過程での反映方法に係る検証

E B P Mがより浸透・定着するために必要な予算過程での反映方法(評価方法や活用方策など)について検証を行った。

ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

E B P Mの実践事業実施後の効果検証方法等(行政事業レビュー公開プロセスでの活用など)について検証を行った。

エ その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

その他省内のE B P Mの浸透・定着を図るために必要な全体スキームについて検証を行った。

2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

厚生労働省の取組

厚生労働省では、後述の2(2)アに記載の選定基準に沿って、令和2年度E B P Mの実践事業を選定し、選定された全ての実践事業に対して、以下の観点に基づく点検を行った。点検項目は、必ず修正が必要な必須項目と、修正が望ましい推奨項目の2種類を設定し、ここでは必須項目を点検対象として、必須項目の内容が修正されることを到達基準として行った。

次に、上記実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、ロジックモデルとして模範的な記載であることを到達基準とした点検・助言等を行った。なお、点検項目は上述の項目と同じであるが、必須項目のみならず推奨項目も含めた全ての項目を修正対象とした。また、効果検証方法に係る項目のフィードバックについては、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を併せて提示した。

ロジックモデル点検の観点	
1. ロジック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観点 1a: ロジックモデルの各要素項目が適切に記されているか ・ 観点 1b: 要素項目間の流れに論理的整合性があるか
2. エビデンス、効果検証方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観点 2a: 「施策の必要性」と「施策の妥当性」を示す証左としてエビデンスが適切に用いられているか。また、アウトプットやアウトカムにおいて、定量的な指標の設定が適切にできているか。 ・ 観点 2b: 効果検証方法が適切に設定されているか。エビデンス創出に向けた事前設計(リサーチデザイン)が適切か

検証結果

令和2年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、おおむね妥当である。また、令和2年度EBPMの実践事業では、令和4年度の効果検証に向けて事業の実施前にリサーチデザインを施す取組を行っている。こうした取組はEBPM浸透に向けて理想的な方法であり、厚生労働省における恒常的な取組となることを目指して実施すべきである。ただし、以下の点については検討が必要である。

() ロジックモデルの点検・助言の検証

- ・ 令和2年度EBPMの実践事業におけるロジックモデルの点検では、対象事業に対し全て同一の点検項目・同一の点検基準で判定している。しかし、分野によっては様々な視点で判断することが望ましい場合もあるので、今後は分野の事情等も踏まえた点検項目の在り方も検討することが望まれる。
- ・ 令和2年度EBPMの実践事業におけるロジックモデルの助言では、ほぼ全ての事業で「エビデンスは一定程度の水準に達していた」とコメントしている。しかし、エビデンスには様々な定義があることから、そのエビデンスがどの程度のレベルのエビデンスなのかを明記しないと、頑健なエビデンスが揃っているかのようにミスリードしてしまう場合もあるので、ロジックモデルの点検においては、エビデンスの定義を明確にした上で点検結果を記載することが望まれる。なお、現在政府は広義のエビデンス(因果関係のみならず、「正しい課題設定や目標から遡った政策手段の洗い出し等を前提として、政策課題の現状把握のための情報を含むもの」)を基にEBPMを推進している。こうした政府方針に則る方針に異論はないものの、あまりに過度に広義のエビデンスを用いることは避けることが望まれる。

- ・ 令和2年度EBPMの実践事業で提出されたロジックモデルの中には、抽象的な記載に止まり政策目標が不明確な事業も存在した。この要因の1つに、ロジックモデル作成時点ではアウトカムの内容がまだ検討中であったことが挙げられる。EBPMの実践においては、政策効果を把握することが望ましいので、予算過程とEBPMの一体的取組として行うロジックモデル作成時点（予算編成過程で検討中）を踏まえるとやむを得ない面もあるものの、今後のロジックモデルの作成に当たっては、可能な範囲で、政策立案時点で政策目標やアウトカムを設定することが望まれる。

() 効果検証方法等の検証

- ・ 効果検証の実施のためには、既存の公的統計の活用や関連自治体等との連携も重要である。このため、EBPMの実践に当たっては、所管している部門と連携を取りながら情報共有に努めることが望まれる。

(2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

ア 事業のスクリーニング基準に係る検証

厚生労働省の取組

厚生労働省では、令和2年度EBPMの実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、さらに、重点フォローアップ事業の中から効果検証対象事業を選定した。

EBPMの実践事業、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準等は以下に示すとおりである。

【EBPMの実践事業の選定基準】

	事業	概要
1	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
2	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
3	大幅見直し事業	対前年度予算額 50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業

ただし、新型コロナウイルス感染症関連事業は原則対象外とした。また、特殊事情によりEBPMの実践が困難な場合には、個別協議の上判断とした。

なお、上記選定基準に該当する事業であっても、以下の除外基準に該当する事業は、EBPMに馴染まないと考えられるため、ロジックモデルの作成・提出は不要とした。

【除外基準】

	概要
	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手段を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)

【重点フォローアップ事業の選定基準】

	概要
1	10億円以上の新規事業(行革事務局の基準に該当)
2	制度改正が実施又は予定されている事業
3	効果検証の実現可能性が高い事業

【効果検証対象事業の選定基準】

	概要
1	データの活用可能性 ✓ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か ✓ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか
2	事業の展開可能性 ✓ 効果検証で得た分析結果が事業の改善改良に寄与するか ✓ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか
3	担当部局のヒアリング結果 ✓ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか
4	検証会での意見を踏まえた新たな観点 ✓ 会計的観点(今後の業務負担の観点(会計課意見)) ✓ 事業領域バランス ✓ E B P Mの模範事例に繋がる可能性

検証結果

令和2年度E B P Mの実践事業では、令和3年度概算要求事業のうち、要求額が1億円以上の新規事業、全てのモデル事業及び大幅見直し事業をスクリーニング基準とし、さらに一部除外基準を設定したことについては、E B P Mとして馴染むという観点から、妥当である。ただし、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定については検討が必要である。

- 重点フォローアップ事業の選定に際し、令和2年度E B P Mの実践事業では10億円以上の新規事業や効果検証の実現可能性が高い事業などを選定基準とした。しかし、E B P Mの実践に当たっては、政策評価を踏まえたP D C Aサイクルを回して行くことが重要である。このため、複数年にわたり事業が継続して実施されるなど、「政策評価によって事業の改善につながるか」といった観点についても検討する必要がある。また、政策分野に偏りが生じないよう幅広い分野から選定するこ

とについても検討する必要がある。

- また、効果検証対象事業の選定に当たり、データの活用可能性や事業の展開可能性などを基準としている。しかし、あくまでこの基準は、因果推論を政策立案に導入することを目的とした際の基準である。厚生労働省におけるE B P M浸透の目的・戦略によっては、例えば、会計的観点や社会的関心などを重視した選定基準も考慮することが望まれる。

イ 予算過程での反映方法に係る検証

厚生労働省の取組

厚生労働省では、工程表等を踏まえ、E B P Mの一層の推進を図るため、予算過程とE B P Mの一体的取組として、省内の予算検討・要求過程においてロジックモデルの作成・活用などを積極的に行うとともに、作成したロジックモデルは財務省主計局への説明にも積極的に活用した。主な取組過程は以下のとおりである。

令和3年度予算過程におけるロジックモデルの活用	
・ 4月以降	各局事業・予算要求内容検討(ロジックモデルの作成)
・ 7月中旬	各局のロジックモデルをE B P M推進事務局で確認し、修正案を提示し調整(40事業)
・ 8月上旬	会計課長説明においてロジックモデルを活用(31事業)
・ 9月末	財務省主計局説明においてロジックモデルを活用(18事業)
・ 12月末	予算額の正式決定(ロジックモデルに修正があれば反映)

このような予算過程とE B P Mの一体的取組を行った結果、以下のような課題が散見された。

- ✓ 予算過程におけるロジックモデルの活用については、具体的な活用方法及び評価基準の明確化が必要である。
- ✓ 新規予算要求事業へのロジックモデルの活用については、アクティビティの洗い出しや、ロジックの確認、リサーチデザインの設計に一定の効果がある一方で、予算要求時点では、アウトカム指標の設定までは困難なケースがある。

検証結果

- 令和3年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、E B P Mの更なる推進の観点から、おおむね妥当である。ただし、ロジックモデルは作成のみならずその活用が課題である。予算過程において政策部局がどのように活用するか、また、政策立案過程においてロジックモデルをいかに自主的に活用していくかという点について、行革方針も踏まえ、厚生労働省としてもロジックモデルの活用方法を検討することが望まれる。例えば、今年度ロジックモデル

を作成した事業の中で、予算要求時にロジックモデルを活用した好事例を取り上げ横展開することなどが考えられる。

ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

厚生労働省の取組

厚生労働省では、前述の2(2)アに記載の選定基準に沿って、令和2年度EBPMの実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、当該事業の効果検証方法について、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を事業担当課室長へ対面で提示した。

また、令和元年度EBPMの実践事業の中から2事業を選定し、効果検証を行った。主な取組過程は以下のとおりである。

令和2年度の効果検証の取組
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度EBPMの実践事業の中から重点フォローアップ事業(12事業)を選定し、令和4年度に向けて効果検証手法等を提示 重点フォローアップ事業の中から、効果検証方法の精度向上を図るため、効果検証対象事業(2事業)を選定(令和4年度に効果検証を実施) 令和元年度EBPMの実践事業について効果検証を実施(2事業) 効果検証方法等に係る相談支援(よろず相談所)の実施

なお、令和2年度EBPMの実践事業は、事業実施が令和3年度となることから、効果検証は令和4年度に実施することとなる。令和4年度に実施する効果検証の取組(予定)は以下のとおりである。

令和4年度の効果検証の取組予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度EBPMの実践事業について事業効果の検証(自己点検) 重点フォローアップ事業については、上記に加え、事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開 令和2年度の効果検証対象事業については、令和4年度の行政事業レビュー「公開プロセス」の対象事業の候補として会計課に提示(最終的に行政事業レビュー外部有識者会合で、公開プロセス対象事業を決定) 効果検証結果を踏まえた事業の改善

検証結果

事後の効果検証スキーム等については、EBPM浸透に向けて理想的な方法であることから、おおむね妥当である。ただし、効果検証の実施に当たっては、必要なデータの取得と人的・予算的なリソースの確保について検討する必要がある。

その際、人的・予算的なリソースの確保については、厚生労働省の政策部局が多忙

である状況に鑑みると厚生労働省内のリソースだけで実施することには限界があることから、持続可能な分析体制の構築のためには、人的資源、予算的配分を工夫することや、外部の有識者や専門家を活用することなどで効果検証スキームを検討することが望まれる。

また、必要なデータの取得について、当該データが取得できない場合は、関係者の知見も活用して問題の解決を図るため、その理由も含めて明らかにすることが重要である。

エ その他 E B P M の取組に関する全体スキームに係る検証

- 令和2年度 E B P M の実践における全体スキームについては、予算過程と連携し、事業の実施前にリサーチデザインを施す取組などが組み込まれていることから、おおむね妥当である。ただし、E B P M について、政策を議論する中で、ほとんど紹介されていない現状に鑑み、証拠に基づいて政策立案を実施していることを理解してもらうため、政策部局の審議会等で E B P M の実践事業であることをアナウンスすることについて検討する必要がある。

参 考 资 料

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会開催要綱

1 目的

みずほ情報総研株式会社では、厚生労働省から委託を受け、令和 2 年度に E B P M 推進に係る調査研究事業を実施している。

本事業の一環として、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、外部有識者による検証会を開催する。

2 検証事項

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(2) 次年度の E B P M の実践に向けた検証

事業のスクリーニング基準に係る検証

予算過程での反映方法に係る検証

事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

その他 E B P M の取組に関する全体スキームに係る検証

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

(1) 検証会は、みずほ情報総研株式会社が別紙の構成員の参集を求めて開催する。

(2) 検証会は、構成員のうち 1 人を座長として選出する。

(3) 検証会は、座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

(4) 座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(5) 検証会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(6) 検証会の庶務は、みずほ情報総研株式会社において行う。

(7) 前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略)

- 駒村 康平 慶應義塾大学 経済学部 教授
- 田中 隆一 東京大学社会科学研究所 教授
- 野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授
- 森川 想 東京大学 大学院工学系研究科 講師

検証会の開催状況等

開催状況

- 第1回：令和2年9月14日（月）14:00～16:00 WEB 会議形式
第2回：令和2年12月4日（金）14:00～16:00 WEB 会議形式
第3回：令和3年2月5日（金）14:00～16:00 WEB 会議形式

オブザーバー

厚生労働省

政策立案総括審議官 村山 誠

参事官（政策立案・評価担当参事官室長） 生田 直樹

政策立案・評価推進官 飯島 俊哉

企画官（統計・情報政策、政策評価担当政策統括官付） 戸田 淳仁

事務局

みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部 雇用政策チーム

次長 高橋 智之

雇用政策第1課長 田中 文隆

チーフコンサルタント 森安 亮介

コンサルタント 利川 隆誠

検証会資料及び議事概要等

【厚生労働省ホームページ】

< URL >

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/toukei-data_madoguchi.html

案が取れた版では全て添付予定。

第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会 議事概要

1 日時 令和2年12月4日(金) 14:00~15:45

2 場所 オンライン会議

3 出席者

【委員】

慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平、東京大学社会科学研究所教授 田中 隆一(座長)、早稲田大学政治経済学術院 教授 野口 晴子(座長代理)、東京大学大学院工学系研究科 講師 森川 想

【厚生労働省】

参事官(政策立案・評価担当参事官室長) 生田 直樹、
政策立案・評価推進官 飯島 俊哉、政策立案・評価担当参事官室室長補佐 田野 淳子、
政策企画官 戸田 淳仁、政策立案・評価担当参事官室統計利活用専門官 岸 泰弘

【事務局(みずほ情報総研株式会社)】

次長 高橋 智之、課長 田中 文隆、チーフコンサルタント 森安 亮介、コンサルタント 利川 隆誠、鈴木 綾乃

4 議 事

- (1) 厚生労働省におけるEBPM実践の進捗状況
- (2) EBPM実践の取組状況の検証
- (3) 今後の取組に向けた課題
- (4) その他

5 議事概要

- (1) 厚生労働省におけるEBPM実践の進捗状況

厚生労働省から、資料に基づき、厚生労働省におけるEBPM実践の進捗状況の説明が行われた。

- (2) EBPM実践の取組状況の検証

事務局から、資料に基づき、EBPM実践の取組状況の検証の説明が行われ、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・エビデンスとは何を求めているのか。例えば、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は既の実証研究例があったように記憶している。

エビデンスには狭義と広義の定義があるものと認識している。狭義は因果関係を示すもの。広義は因果関係にこだわらず単純にファクト等も包含している。政府全体としては広義のエビデンスを採用してEBPMとして進めているところである。厚生労働省職員向け研修でもエビデンスを「政策課題の解決に資するもの」としているため、他の地域での事例も広い意味でのエビデンスと判断している。
- ・高年齢労働者処遇改善促進助成金は労働経済学の教科書的な事例と言えるが、ロジックモデル内の表現があいまいである。課題等で記載のある雇用の安定を達成するための定量的な目標がアウトカム等に記載がないほか、どのような論理展開で本事業が有効と判断しているのか説明が欲しい。

確かに高年齢労働者処遇改善促進助成金のアウトカムについては、具体的な数値は「予算編成過程において検討」と記載がある。これはヒアリング時点では時間的制約から、何をアウトカムとして設定するか検討中であったことに起因する。しかし、そのような状況下でも今後の検討結果から定量目標が決まれば速やかに着手できるよう準備を支援している。
- ・状況について了解した。エビデンスはなければ「ない」で構わない。むしろ不適切なエビデンスが添付されるのを避けるべきである。その意味では政策用語も何を指しているか不明瞭なことが多く、誤解を招きかねないため、意味するものを明確に記載すべきではないか。
- ・エビデンスという言葉の使い方についてはどのレベルを指すのか受け手によって印象が異なるため、慎重な記載が必要ではないか。例えば、「重点フォローアップにおける気づき等について」に「エビデンスは一定程度の水準に達していた。」等の記載があるが、今の事務局意見を踏まえるとこの表現は言い過ぎだということになる。誤解を招きかねないため注釈や補足をする必要がある。
- ・全体的に丁寧にまとめている。他の委員から指摘があるように、エビデンスはランダム化比較実験をはじめとする強いレベルを求める人もいる。記載は誤解のないよう明確にして欲しい。ロジックモデルの効果検証方法は研究者が行うようなレベルも書かれているが、担当課の方に示す際、まずデータがあるかを含めて議論しているか。また、事務局が担当者に分析手法を説明した時、手法に理解のあった方はどれほどいたか。又はそういった分析の意識を有していただけの感触はあったか。

データについては、実際に取得可能な範囲のものを記載している。ただし、体制や予算的な制約は少し緩和して記載している。次に担当者の反応・知識とし

て、E B P Mに関連する知識等があった方は1～2事業程度だったように思う。事務局からの説明に当たっては対照比較・前後比較の重要性と分析手法のイメージを説明した。実際に分析する際は担当者だけでなく、よろず相談等を利用して分析を支援できる体制がある旨を情報提供している。

補足すると、フィードバックするコメントは、政策立案総括審議官から実際の事業の責任者である担当課室長レベルの職員へ対面で説明している。

- ・状況について理解した。効果検証の分析を実施するには担当者だけでは大変な努力が必要だ。普通の業務も非常に忙しいことから、仕組み化やアウトソーシングも視野に入れなければ実現可能性は低い。
- ・E B P M全体をみると、当該政策の効果を示すベースとなるデータやエビデンスは何か。当該政策にはオルタナティブがあるのか、かつそのオルタナティブと比べて当該政策に効果があるといえるのか。当該政策の効果検証を行うためのエビデンスをどう作っていくのかの3点が重要である。例えば、「高齢者医薬品安全使用推進事業」で実施される内容は特に重要であると考える一方、～すべてをどの政策についても徹底的に実施する必要があるのかは検討しなければならない。即ち、課題や注意点に応じて、対策に強弱をつけても良いのではないか。E B P Mが負担の重たいものと現場に思われぬように進めて欲しい。
- ・ヒアリングでE B P Mの知識は実務上必要だと思われるようなポジティブなことはあったか。予算要求とは別に、自分たちの政策形成過程にフィードバックがあったことに関する反応を知りたい。
昨年度と比較すると今年度はかなり好意的で、分析手法を示すと見えそうだという反応をいただくこともあった。しかし、事業によっては検証が難しいものがあったことも事実である。そのような事業の担当者からは検証は困難との声もあったが、部分的な検証の取り込みについては前向きな反応であった。昨年度との大きな変化はロジックモデルを活用した予算スキームの組み込みがあった。この取組が良い影響を与えていると思われる。
- ・別途、報告のあった令和元年度E B P M対象事業について、実施可能性は高いと期待できる。一方で、令和4年度効果検証対象事業について候補のうち分析の障壁があるものは何が想定されるか。
例えば、継続的な事業である可能性が低く、検証しても改善が反映できない事業や、犯罪者や非合法関係者の個人情報に関するデータの取得ができない事業等が挙げられる。
- ・厚生労働省の管轄する政策には対象となる方への配慮が必要な施策も多いため、データ取得上の課題となることも多いのではないか。
- ・そのような状況があるのは理解するが、個人情報を担当者が把握しているにも

かわらず提供できないということか。情報を有しているなら匿名化して分析できる仕組みはないのか。もし、匿名化も難しいなら本当に多くのテーマが分析できないことになる。

担当者にヒアリングをすると、罪を犯した人の住所等の追跡になるものは提供不可との回答であった。担当者がデータをどの程度有しているかはヒアリング時点では把握ができなかった。明確にデータが取れないと言われたのは1事業のみ。それ以外は人員と時間があればできるようだった。

事業によっては市町村がデータを持っているが国は持っていない状況も想定される。例えば、国に先駆けて事業を実施している市町村にデータを借りる許諾を得なければならない。センシティブな情報なので国が収集しようとしてもできないことがあるのは問題と認識している。また、2千個問題と言われているが、各自治体によって個人情報保護に関する条例が設けられており、それぞれ取り扱いも異なる。このような問題への対応については内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室でも議論しているが、結論が出るまでには時間がかかる。

- ・ そのような説明をいただければ納得できる内容。データ利用ができない時に理由を明らかにして欲しい。単にできない、データを出せないと言われると議論ができない。

個人情報の匿名化についてはどうか。匿名化して分析のアウトソーシング先に共有することはできないか。

個人情報を伏せる匿名化の扱いは行政記録情報の活用でも議論されているが、各施策の根拠法によって提供の可否が異なる。また、データ提供の規定がないものについてはどうすれば良いか担当者の思考が停止してしまうのが実態である。どのように運用するかは検討が必要である。

- ・ 了解した。ただし、例えば担当部局が事業を実施していても、実際の事業の実施主体である市区町村の実施情報を把握していなかったり、収集したデータが使える形で保管されていなかったりする。他の助成制度でも見られるがそういった情報は非常に貴重な情報であるため、実施状況の整理を是非お願いしたい。

ご指摘いただいた状況は分析することを前提としていないことが一因と思われる。その意味でもそのような事業で分析を見据えたデータ作成が広まれば解決していくのではないかと考えている。

- ・ 3点質問したい。これからどのようなデータ収集を行うのか、具体的なイメージは国が示していくのか、それとも市町村が独自に収集するがフォーマットを指定するのか。効果検証対象事業に選ばれたら何が起こるのか。事業のデザインや分析には大学の研究者等が入るようなことはあるのか。例えば、有識者がアンケート調査等のクオリティコントロールをするのか。効果検証対象

事業候補を選定する基準に事業の重要性は考慮しているのか。選定方針を見ると、実施可能性で選定しているように見える。

について、データの収集方法は事業によって変わり得る。例えば、手上げ式の補助金事業では応募要件に採択・不採択に関係なく事後のデータ提供を依頼するような組み込み式のデータ取得を提案している。また、については、事業のデザインや分析は担当部局にすべて任せるのではなく、民間のシンクタンクと連携して支援していく。については会計部署と重要性を協議したうえで選定している状況である。

- ・ 了解した。効果検証対象事業の選定は事業の重要性と実施可能性等、さまざまな価値に基づき得る。選定のプロセスが明らかになるようにして欲しい。

(3) 今後の取組に向けた課題

厚生労働省及び事務局から、今後の取組に向けた課題の説明が行われ、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 海外の事例でアメリカ保健省でも似た取組がある。どういった医療情報を収集するか、収集する必要性や評価が行われている。予算に関する課題は厚生労働省では厚生労働科学研究費補助金を原資に研究公募をかけて予算をつけるのも一案に感じた。
- ・ ロジックモデルは作るだけでなく使わなければならない。作成しただけで満足するのではなく、事業が実現していくかが課題である。研究者と協力するのも重要だが、政策評価を組み入れた政策立案を行えるかも重視すべきではないか。最初から政策評価を意識した体制を検討して欲しい。事業として必要なことと不要なこと（評価が役に立つ・役に立たない等）を精査して欲しい。例えば、公共政策の市場化については良い例もあれば悪い例もある。政策評価がプロジェクト改善につながるかを意識して欲しい。
ロジックモデルのブラッシュアップは今後も継続的にフォローアップしていく。
- ・ ロジックモデルをどう使っていくか、作っていく過程自体が大事であるので、良い事例を積極的に横展開することで省内の統一を図っていくことも良いのではないか。ロジックモデルを評価する側、される側も分かりやすくなるはずだ。
- ・ 海外事例の後追いではなく独自性があると素晴らしい。理想的には府省横断的な取組だ。府省横断でデータ等を活用して分析するような事例を厚生労働省で

生み出して欲しい。海外の類似事例も省内で完結した取組が多いが、日本は現在府省全体でE B P Mの機運が高まっている。例えば、医療提供の効率化についてはインフラの有効活用等とも深く関連しているはずで、府省横断で連携する余地はある。各府省片方だけではできないものはあるはずで、積極的な協力があると理想的ではないか。

各府省におけるE B P Mの取組状況は、E B P M推進委員会で好事例の共有を行っているが、府省連携までは至っていない。現在の取組は、政府方針でもあり、予算プロセスや行政事業レビューとの一体的取組などが中心となっているのが実情である。

(4) その他

- ・ 次回の検証会は令和3年2月を予定しており、場所と日程は改めて調整する旨、事務局から案内された。

以上